

○海上保安庁告示第九十三号

港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行に伴い、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条第二項の規定に基づき、港則法施行規則第十一条の港を航行するときの進路を表示する信号（平成七年海上保安庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

題名を次のように改める。

港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号

別表15那覇港の表を別表16那覇港の表とし、別表14長崎港の表を別表15長崎港の表とし、別表13博多港の表を別表14博多港の表とする。

別表12 関門港の表中	1代・E	東口に向かつて航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。
	1代・W・U	西口の馬島区（西方に向かつて航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。）を通過又は出港する。
	1代・W・M	西口の六連島東方（西方に向かつて航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。）を通過又は出港する。

を

1代・E	東口に向かつて航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。
1代・W・M	西口の六連司島東方（向かつて航行し、出港する。）を除く。
1代・W・S	西口の馬島（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。
1代・W・A	西口の馬島西方から新門司島東方（向かつて航行し、出港する。）を除く。

に改め、同表を別表13関

門港の表とし、別表12水島港の表として次の一表を加える。

12 水島港

信 号	信 文
1代・M	<p>上水島以東から出港する。 (港内航路を航行して出港し、これと接続する水島航路に入った時に海上交通安全法第7条の規定により「1代・P」を表示しなければならない船舶にあつては「1代・M」に代えて「1代・P」を表示することができる。)</p>
1代・T	<p>上水島以西から出港する。</p>
2代・A	<p>西公共(一) 2. 6m物揚場から新日本石油精製岸壁に至る間の係留施設に向かつて航行する。</p>
2代・B	<p>東公共物揚場からジャパンエナジー棧橋に至る間又は呼松水路の係留施設に向かつて航行する。</p>
2代・C	<p>旭化成C7棧橋から太平洋セメント棧橋に至る間の係留施設に向かつて航行する。</p>
2代・D	<p>JFE倉敷A岸壁からJFE倉敷コークス積出棧橋に至る間の係留施設に向かつて航行する。</p>
2代・T・H	<p>高梁川水路又は乙島の係留施設に向かつて航行する。</p>
2代・T・S	<p>玉島地区(乙島を除く。)の係留施設に向かつて航行する。</p>
2代・F・M	<p>JFE南側海域(AからE錨地)に向かつて航行する。</p>
2代・F・T	<p>玉島人工島南側海域(FからP錨地)に向かつて航行する。</p>

附 則

この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。